●ホテルファミリーオみなかみ

施設における

標準宿泊約款について



約款

●適用範囲

第1条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で 特 約に応じたときは、前項の規定にかかわら ず、その特約が優先するものとします。

●宿泊契約の申込み

第2条

- 1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする 者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきま す。
 - (1)宿泊者名及び宿泊人員
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料金による。)
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて 宿泊の継続を申し込まれた場合、当ホテルは、そ の申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申 し込みがあったものとして処理します。

●宿泊契約の成立等

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、 宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊 料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当 ホテルが指定する日までにお支払いいただきま す。
- 3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊 料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用 する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金 の順序で充当し、残金があれば第12条の規定に よる料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが 指定した日までにお支払いいただけない場合は、 宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、 申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテル がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

●申込金支払いを要しないこととする特約 第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

●宿泊契約締結の拒否

第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約 の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。 (2)満室(員)により客室の余裕がないとき。

- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
- 4.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人 その他の団体であるとき
- 小法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6)宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- に認められるとき。 (7)宿泊に関し暴力的行為が行われ、又は合理的な 範囲を超える負担を求められたとき。
- (8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

●宿泊客の契約解除権

第6条

- 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の 午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されて いる場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客 より解除されたものとみなし処理することがあります。

●当ホテルの契約解除権

第7条

- 1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若 しくは善良の風俗に反する行為をするおそれ があると認められるとき、又は同行為をしたと 認められるとき。
 - (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 4.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人 その他の団体であるとき
 - n.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者 があるもの
 - (3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (4)宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルの定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

●宿泊の登録

第8条

- 1. 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
 - (2)外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第12条の料金払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを、呈示していただきます。

●客室の使用時間

第9条

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後3時から翌朝11時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。 この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)超過2時間までは、室料の3分の1 (2)超過4時間までは、室料の2分の1 (3)超過4時間以上は、室料の全額

●利用時間の遵守

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

●営業時間

第11条

- 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
 - (1)フロント等サービス時間

門限…23:00

フロントサービス・・・7:00~23:00

(2)飲食等(施設) サービス時間 朝食(レストラン)・・・7:30~9:00

夕食(レストラン)・・・18:00~20:30

 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に 変更することがあります。その場合には、適当な 方法をもってお知らせします。

●ホテルファミリーオみなかみ

長期滞在施設における 標準宿泊約款について_●



約款

●料金の支払い

第12条

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその 算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル が認めた、宿泊券、クレジットカード等これに代 わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホ テルが請求したとき、フロントにおいて行ってい ただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

●当ホテルの責任

第13条

 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の 履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客 に損害を与えたときは、その損害を賠償します。 ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由によるも のでないときはこの限りではありません。

●契約した客室の提供ができないときの 取り扱い

第14条

- 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

●寄託物等の取り扱い

第15条

- 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損(きそん)等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。 ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品 又は現金並びに貴重品であってフロントにお預 けにならなかったものについて、当ホテルの故意 又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき は、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿 泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなか ったものについては、当ホテルに故意叉は重大な 過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホ テルはその損害を賠償します。

●宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

- 1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した ときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物 又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場 合において、その所有者が判明したときは、当ホ テルは当該所有者に連絡するとともにその指示 を求めるものとします。ただし、所有者の指示が ない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日 を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届 はます。
- 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物叉は携帯 品の保管についての当ホテルの責任は、第1項 の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の 場合にあっては同条第2項の規定に準じるもの とします。

●駐車の責任

第17条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、 車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル は場所をお貸しするものであって、車両の管理責 任まで負うものではありません。ただし、駐車場 の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によっ て損害を与えたときは、その賠償の責めに任じま す



●宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を 被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、そ の損害を賠償していただきます。

別表第

宿泊料金等の算出方法(第2条第1項、第3条第2項及 び第12条第1項関係)

		内容
宿泊客が	1 泊	① 基本宿泊料(室料) ※契約締結時に当ホテルが提示する料金 ※食事つき宿泊プランで宿泊する場合は食 事料金を含む
支払うべ	加料金	②飲食料及びその他の利用料金
き 総 額	祝会	③ 消費税 ④ 入湯税

備考

- 基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表により ます
- 消費税は①及び②の利用料金が税金の対象になります。

別表第1

違約金(第6条第2項関係)

连// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
契約申込人 数 契約解除の 連絡を受けた日	一般 14名まで `	団体 15名以上		
不 泊	100%	100%		
当 日	80%	80%		
前日	20%	20%		
9日前		10%		

(注)

- 1. (%)は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわりなく1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申し込みをお引受けした場合にはそのお引受した日)における宿泊人数の 10%(端数がでた場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。